

広島県訓令第一号

広島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年一月二十九日

地 本
方 機
關 庁

広島県公印規程の一部を改正する訓令

広島県公印規程（昭和三十八年広島県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

この訓令は、附則 令和八年二月一日から施行する。